

教育情報通信ネットワークシステム

(愛媛スクールネット)

運用管理業務

(平成29年10月—平成35年9月分)

入札説明書

○入札説明書

本文

様式1 競争入札参加資格審査申請書

様式1-1 会社概要

様式1-2 ネットワークシステム構築・運用管理業務の受託実績確認書

様式1-3 ネットワークシステム運用管理業務体制等確認書

様式1-4 従事予定技術者確認書

様式2 質問書

様式3 入札説明会参加申込書

様式4 システム構成及び要求水準書対応一覧等提出書

様式4-1 システムの全体構成

様式4-2 導入機器及びソフトウェア一覧表

様式4-3 仮想サーバー一覧表

様式4-4 要求水準書対応一覧表

様式4-5 システム構築及びデータ移行などの設定作業、スケジュール

様式5 提案提出書

様式6 入札書

様式7 委任状

様式8 見積書

○添付図書

別紙 要求水準書

別添1 競争入札参加資格の審査について

別添2 システム構成及び要求水準書対応一覧等の事前確認について

別添3 提案書作成要領

別添4 落札者決定基準

別添5 委託契約書案

入 札 説 明 書

この入札説明書は、平成6年4月15日マラケシュにおいて作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）、愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号。以下「特例規則」という。）の規定に基づき作成したものであり、本件委託業務については、入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

別記中1のとおり

2 要求水準書に関する事項

要求水準書等の交付方法は、別記中2のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成29年度、平成30年度及び平成31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当すると認められた事業者であること。
 - ア ネットワークシステム運用管理・保守業務に関して十分な実績を有し、委託開始日までに適切かつ確実に委託業務が開始できる体制が整備されていることを証明した者であること。

証明に当たっては、当該委託業務と同等の委託業務に係る受託実績を証明する関係書類（契約書等）を提示するなど、明確な方法によること。
 - イ 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあつては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
 - ウ 入札公告等において、日本工業規格を指定した場合並びに特定品目名又はこれと同等のものを特定した場合にあつては、これらの物品を納入（貸付け）できることを証明した者であること。
 - エ 入札公告等において、研究開発又はアフターサービス（メンテナンス）、個人情報の取扱について適切な保護措置を講ずる体制が整備されていることとした場合にあつては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。
 - オ 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件委託業務の要求水準書の策定に直接関与していないものであること。
 - カ 本件委託業務の入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
 - キ 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

4 競争入札参加資格審査に関する事項

- (1) 入札参加者又はその代理人は、競争入札参加資格の審査について（別添1）に基づき競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「資格審査申請書」という。）及び添付様式を提出し、業務体制及び技術上の要件などについて完全な説明をしたうえで入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、知事から開札日の前日までに、委託業務に係る技術要求、適合性の説明及び必要な解説資料を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 資格審査申請書の受付期間は、別記中3の(1)のとおり。

- (3) 資格審査申請書の受付場所は、別記中3の(2)のとおり。
- (4) 資格審査申請書の提出方法は、別記中3の(3)のとおり。
- (5) 入札参加資格の確認の結果は、資格審査申請書を提出した者に対して、競争入札参加資格審査結果通知書（以下「審査結果通知書」という。）により通知する。
- (6) 入札参加者又はその代理人から提出された資格審査申請書等は、返却しない。
- (7) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、知事に対して説明を求めることができる。

5 質問書に関する事項

- (1) 入札参加者又はその代理人は、質問書（様式2）により質問を行うことができる。
- (2) 質問書の提出期間は、別記中4の(1)のとおり。
- (3) 質問書の提出場所は、別記中4の(2)のとおり。
- (4) 質問書の提出方法は、別記中4の(3)のとおり。
- (5) 回答の対象となる質問は、資格審査申請書の提出があった者からの質問とする。
- (6) 質問については、資格審査申請書の提出があった全ての者に、資格審査申請書又は質問書に記載された連絡先に電子メール又はFAXで適宜通知する。
- (7) 質問回答の内容は、本説明書の追加又は修正とみなす。

6 入札説明書等に関する説明会に係る事項

- (1) 入札説明書等に関する説明会（以下この項において「説明会」という。）を、別記中5の(1)のとおり実施する。
- (2) 説明会への参加を希望する者は、入札説明会参加申込書（様式3）を別記中5の(2)により提出しなければならない。
なお、参加人数は1社あたり5名以内とする。
- (3) 説明会においては、入札説明書等の配布は行わないので、参加者は各自持参すること。

7 提案書に関する事項

(1) 作成及び提出に関する事項

- ア 入札参加者又はその代理人は、システム構成及び要求水準書対応一覧等の事前確認について（別添2）に基づき、システム構成及び要求水準書対応一覧等提出書（以下この項において「要求水準書対応一覧等提出書」という。）（様式4）及び添付様式を提出しなければならない。
 - イ 入札参加者又はその代理人は、提案書作成要領（別添3）に基づく提案書及び提案内容に係る見積書を作成し、提案提出書（様式5）に添えて提出しなければならない。
 - ウ 要求水準書対応一覧等提出書の提出期限は、別記中6の(1)のイのとおり。
 - エ 提案書の提出期限は、別記中6の(1)のイのとおり。
 - オ 要求水準書対応一覧等提出書の提出場所は、別記中6の(2)のとおり。
 - カ 要求水準書対応一覧等提出書の提出方法は、別記中6の(3)のとおり。
 - キ 入札参加者又はその代理人は、2つ以上の提案を行うことはできない。
 - ク 書類の提出後、その変更、差替え、再提出又は撤回をすることは認めない。ただし、知事が提案内容の明瞭化等に係る作業を行うことを妨げるものではない。
 - ケ 入札参加資格を認められなかった者が提出した提案書は、無効とする。
- (2) 入札公告等において特定品目名又はこれと同等のものを特定した場合において、これらと同等のものを使用する場合は、提案書において、同等とする根拠及び使用する理由を説明すること。
 - (3) 評価に関する事項
 - ア 提案内容の評価方法
落札者決定基準（別添4）に基づき、別途定める愛媛県教育情報通信ネットワークシステム運用管理業務委託審査委員会において評価を行う。
 - イ 評価の項目及び配点

評価項目	配点
1 業務履行能力	50
2 機能履行能力	680
3 その他（運用管理等）	210
4 独自提案	60
合計	1,000

なお、提案内容の評価点が564点を下回る場合又は提案内容が要求水準を満たしていない場合は、失格とする。

ウ プレゼンテーション

提案内容に係るプレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションに係る日時、場所等の詳細については、別途指定する。

8 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、要求水準書（別紙）、委託契約書案（別添5）、協定、特例政令、会計規則、特例規則、及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。

なお、入札後、要求水準書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、知事があらかじめ用意した入札書（様式6）を使用することができる。

ア 件名

イ 入札金額

ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の受領期限は、別記中7の(1)のとおり。
- (5) 入札書の提出場所は、別記中7の(2)のとおり。
- (5) 入札書の提出方法は、別記中7の(4)のとおり。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (7) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (8) 入札書は、直接提出する場合には、封入のうえ提出すること。郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封のうえ、当該中封筒の封皮に氏名を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開封〔委託業務名〕の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を提出しなければならない。
- (12) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。この場合において入札執行者は入札参加者の損害に対する責を負わないものとする。
- (13) 入札金額は、運用管理業務に係る一切の諸経費を含めた月額委託料を見積るものとする。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当

する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (14) 入札参加者又はその代理人は、委託料の年間支払回数等の契約条件を契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (15) 入札公告等により資格審査申請書を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札者の決定の対象とはしない。
- (16) 開札の日時及び場所は、別記中7の(3)のとおり。
- (17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に係りのない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (18) 開札を行う会場（以下「入札会場」という。）には、入札参加者又はその代理人及び入札執行事務に係りのある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(11)の立会職員を除き、他の者は入場できない。
- (19) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後は入札会場に入場できない。また、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退した場合及び特にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、入札会場から退出することができない。
- (20) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に審査結果通知書又はその写しを提示することとし、代理人にあっては入札権限に関する委任状（様式7）を提出しなければならない。
- (21) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。
 - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために連合をした者。
- (22) 入札参加者又はその代理人は、本件委託業務に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (23) 開札においては、入札金額の公表は行わず、入札金額が予定価格の制限の範囲内であるかの確認を行い、予定価格の制限の範囲内の入札書を提出したものを公表する。予定価格の制限の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の審査の対象となる。
- (24) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行う。
- (25) 再度の入札をするもさらに落札者がいないときは、入札辞退者を除く希望者から、原則として2回を限度として、見積書（様式8）を徴する。

なお、見積書を提出した者は、(23)の規定に関わらず、その後の審査の対象となる。
- (26) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、当初の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、再度の入札以降の入札及び見積合せには参加できないものとし、再度の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、見積合せには参加できないものとする。

9 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

- (1) 入札参加者に必要な資格のない者又は代理権限がない者の提出した入札書。
- (2) 入札参加者又はその代理人の提出した2以上の入札書。

- (3) 件名又は入札金額のない入札書。
- (4) 本人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札に参加する者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）。
- (5) 委託業務等の名称に重大な誤りのある入札書。
- (6) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札書。
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書。
- (8) 入札金額の記載を訂正した入札書。
- (9) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書。
- (10) 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書。
- (11) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札書。
- (12) その他、会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金については、会計規則第135条及び第136条の規定により入札見積金額の100分の5以上の額を納付するものとする。ただし、会計規則第137条各号に該当する者については、免除することがある。

(2) 契約保証金

契約保証金については、会計規則第152条及び153条の規定により契約金額の10分の1以上の額を納付するものとする。ただし、会計規則第154条各号に該当するときは、免除することがある。

11 総合評価の方法

総合評価値は、落札者決定基準（別添4）に基づき、次の式により算定する。

$$\text{総合評価値} = \text{提案内容の評価点（1,000点満点）} + \text{入札による価格点（250点満点）}$$

12 落札者の決定

- (1) 総合評価値が最も高い者を落札者とする。
- (2) 最も高い総合評価値の者が2者以上あるときは、提案内容の評価点が高い者を上位とし、さらに同点の場合は、当該入札参加者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 入札金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また、入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名等を、落札者とされなかった入札参加者に通知するものとする。

なお、審査内容については公表しない。また、評価結果に関する問合せ、異議申立て等は一切受け付けない。

13 契約に関する事項

- (1) 知事は、落札者を契約の相手方とし、本件業務を委託する。ただし、失格その他の理由により、落札者を契約の相手方とすることが不可能となった場合には、総合評価値の高い者から順に落札者とするがある。
- (2) 契約の相手方と決定した者は、契約の相手方として決定した日から5日以内に契約書を取り交わすものとする。契約書の作成においては、まず、契約の相手方と決定した者が押印し、さらに知事が、その送付を受けて、押印するものとする。契約の相手方と決定した者が指定の期日までに契約の取り交わしをしないときは、契約の相手方の決定を取り消すことがある。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (4) 知事及び契約の相手方と決定した者が契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (5) 契約の相手方と決定した者は、契約書の作成に当たり、契約書に記載すべき事項に関して必要な説明を契約事務担当者に行うものとする。

14 契約条項

委託契約書案及び添付書類のとおり。

15 入札参加者に求められる義務

- (1) 平成29年度、平成30年度及び平成31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有しない者は、製造の請負等に係る競争入札参加資格審査申請書（以下「製造の請負等申請書」という。）を知事に提出し、入札書を提出するまでに、営業種別「その他」についての資格を取得するとともに、「特定調達参加希望」の登録を受けること。

製造の請負等申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 089-941-2111 内線2156

- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件委託業務に関して要した費用については、全て当該者が、負担するものとする。
- (3) 不落札者は、入札終了後速やかに本件委託業務に係る要求水準書等を知事へ返還するものとする。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札公告日から開札日までの間に事務の手續上知り得た各種情報を、開札日以降も外部に一切漏らしてはならない。

別 記

1 入札に付する事項

- (1) 件名
教育情報通信ネットワークシステム運用管理業務
- (2) 委託業務名及び数量
教育情報通信ネットワークシステム運用管理業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び要求水準書による。
- (4) 委託期間
平成29年10月1日～平成35年9月30日
- (5) 業務実施場所及び対象
場所：次表のとおり

名称	住所
インターネットデータセンター（IDC）	受注者側が用意する場所
愛媛県庁	松山市一番町4-4-2
愛媛県総合教育センター	松山市上野町甲650
県立学校等	※ 詳細は要求水準書を参照

対象：提供サービス一式に関するシステム構築、アクセス回線の提供、必要な機器の調達・搬入・設置等システムの運用管理業務

なお、詳細は要求水準書を参照のこと。

- (6) 入札金額見積限度額（予定価格については、別途決定する。）
月額14,913,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 要求水準書及び要求水準書対応一覧表（様式4-4）の交付方法

- (1) 交付期間
平成29年3月21日（火）から4月4日（火）までの執務時間中
- (2) 交付場所
愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課（企画調整係）
〒790-8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 （089）912-2997
F A X （089）933-2179
E-mail kyouikusoumu@pref.ehime.lg.jp

3 競争入札参加資格審査申請書の提出場所等

- (1) 受付期間
平成29年3月21日（火）から4月4日（火）までの執務時間中
- (2) 受付場所
2 ②に掲げる場所
- (3) 提出方法
持参により提出すること。郵便、加入電話、電報、F A Xその他の方法による提出は認めない。

4 質問書の提出場所等

- (1) 提出期間
平成29年3月21日（火）から3月30日（木）までの執務時間中
注 郵便の場合は、平成29年3月30日（木）午後5時15分必着とする。
- (2) 提出場所
2 ②に掲げる場所

(3) 提出方法

持参、郵便、電子メール又はFAXで提出すること。(着信について、電話により確認すること。)

5 入札説明書等に関する説明会の場所等

(1) 開催日時及び場所

平成29年3月27日(月)午前10時00分から
愛媛県庁第一別館10階教育委員室

(2) 参加申込書について

ア 受付期間

平成29年3月21日(火)から平成29年3月24日(金)午前12時00分までの執務時間中
注 郵便の場合は、平成29年3月24日(金)午前12時00分必着とする。

イ 受付場所

2 ②に掲げる場所

ウ 提出方法

持参、郵便、電子メール又はFAXで提出すること。(着信について、電話により確認すること。)

6 提案書等の提出場所等

(1) 受付期間

ア システム構成及び要求水準書対応一覧等

平成29年3月21日(火)から4月11日(火)までの執務時間中
注 郵便の場合は、平成29年4月11日(火)午後5時15分必着とする。

イ 提案書

平成29年3月21日(火)から4月17日(月)までの執務時間中
注 郵便の場合は、平成29年4月17日(月)午後5時15分必着とする。

(2) 受付場所

2 ②に掲げる場所

(3) 提出方法

持参又は郵便(配達証明付き郵便に限る。)により提出すること。加入電話、電報、FAXその他の方法による提出は認めない。

7 入札書の提出場所等

(1) 受領期限

平成29年5月1日(月)午前10時00分

注1 持参の場合は、執務時間中とする。

2 郵便の場合は、平成29年4月28日(金)午後5時15分必着とする。

(2) 提出場所

2 ②に掲げる場所

(3) 開札の日時及び場所

平成29年5月1日(月)午前10時00分

愛媛県庁第一別館10階教育委員室

(4) 提出方法

持参又は郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。加入電話、電報、FAXその他の方法による入札は認めない。

なお、できる限り(1)の日時に(2)の場所へ持参して提出し、入札及び開札に立ち会うこと。

持参の場合は、入札当日に審査結果通知書の写しを持参すること。